

消費税 「インボイス制度」個別相談会

令和5年10月1日からインボイス制度が導入され、「適格請求書発行事業者」のみが適格請求書（インボイス）を発行できる仕組みとなります。消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには原則としてインボイスが必要となるため、取引先からインボイスの発行を求められることが想定されます。

「適格請求書発行事業者」になるためには登録申請書を提出し、登録を受ける必要があり、特に免税事業者は慎重に検討する必要があります。

つきましては、税理士による個別相談会を実施いたします。相談は無料となっておりますので、この機会にぜひご利用ください。

相談員

野別英明税理士事務所
税理士 野別 英明 氏

開催時間

各日 午前10時00分～午前12時00分
※駐車券をお出ししますので、会議所横の市営駐車場をご利用ください。

会場

ひたちなか商工会議所

定員

各日 2事業所まで
(1事業所あたり60分程度を予定しております)

問合せ・申込先

11月25日(金)までに、TEL 又は FAX
にて申込みください。

ひたちなか商工会議所 企業支援課 佐藤
TEL:029-273-1371 / FAX:029-275-2666

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご参加される際にはマスクの着用をお願いいたします。

(切り取らずにそのまま送信してください)

相談内容

消費税インボイス制度に関する
経営相談

開催日（完全予約制）

【12月】

5日(月)・7日(水)・8日(木)
12日(月)・15日(木)・23日(金)

【1月】

11日(水)・16日(月)

相談料無料

★完全予約制★

ひたちなか商工会議所 行 FAX:029-275-2666

消費税「インボイス制度」個別相談会 申込書

事業所名		TEL	
住所		参加者名	
消費税申告区分 ※該当するものに○	免税事業所	課税事業所（本則・簡易）	わからない

●申込日時（希望する日と時間に○印をつけてください）

12月	5日(月)・7日(水) 8日(木)・12日(月) 15日(木)・23日(金)	時間	10:00～ / 11:00～
1月	11日(水)・16日(月)	時間	10:00～ / 11:00～

※お申込みは先着順となりますので、日時等ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。

※記入いただいた個人情報は、当相談会の運営及び各種情報提供の目的にのみ使用いたします。